

# 色麻町公共施設等総合管理計画

平成 2 9 年 3 月  
(令和 5 年 3 月改訂)



色 麻 町



## 目 次

はじめに	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけについて	1
3. 計画の対象範囲等について	2
(1) 計画対象範囲	2
(2) 施設の単位	2
(3) 作成にあたっての情報収集方法	2
4. 計画期間について	2
第1章 人口等の現況と将来の見通し	3
1. 色麻町の概要	3
2. 人口の推移と今後の見通し	4
(1) 人口の推移	4
(2) 年齢3階層の人口の推移	5
(3) 将来人口の推計	6
3. 歳入歳出の推移と財源の見通し	7
(1) 歳入の状況（一般会計等）	7
(2) 歳出の状況（一般会計等）	8
(3) 財政指標の状況	9
第2章 公共施設等の現状	12
1. 公共施設等の現状	12
(1) 公共施設の保有状況	12
(2) 過去に行った対策の実績	14
(3) 1人あたりの公共施設の延床面積	15
2. 建築年別公共施設等の現状	16
(1) 建築年別分布	16
(2) 経過年数の状況	17
(3) 有形固定資産減価償却率の状況	19
(4) インフラ資産の状況	19
(5) 耐震化の現状	20
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	21
1. 従来型手法による公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定	21
(1) 建替えコストの考え方	21
(2) 大規模改修コストの考え方	22
(3) インフラ資産の更新の考え方	24
2. 長寿命化型手法による公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定	26
(1) 建替えコストの考え方	26
(2) 中規模修繕・大規模改修コストの考え方	28

(3) インフラ資産の更新の考え方	30
3. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み	31
(1) 公共施設等の投資的経費の状況	31
(2) 公共施設等の更新の考え方について	32
(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み	33
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	35
1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）	35
(1) 公共施設の大規模改修・建替え等への対応	35
(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応	35
(3) 厳しさを増す財政状況への対応	35
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）	36
3. 具体的な取組方策	39
(1) 点検・診断等の実施方針	39
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	40
(3) 安全確保の実施方針	40
(4) 耐震化の実施方針	41
(5) 長寿命化の実施方針	41
(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針	42
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	42
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	44
1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について	44
(1) 行政施設	44
(2) 町民文化系施設	44
(4) 保健・福祉施設	45
(5) 学校教育系施設	46
(6) 子育て支援施設	46
(7) 産業系施設	47
(8) 町営住宅	47
(9) インフラ関連施設（建屋）	48
(10) その他公共施設等	48
2. インフラ資産の管理に関する基本的な方針について	49
(1) 道路・橋梁	49
(2) 上水道施設（管路）	49
(3) 下水道施設（管路）	50
第6章 推進体制	51
1. 全庁的な取組み体制の構築、情報管理・共有のあり方	51
2. フォローアップの実施方針	51

## はじめに

## 1. 計画の背景と目的

多くの自治体では厳しい財政状況が続いている状況において、自治体が保有する公共施設やインフラ資産の老朽化が進んでおり、本町も例外ではありません。今後、施設の維持・修繕の必要性は一層増加し、将来的には、財源不足にもかかわらず建替えに対する集中的投資に直面することが予想されています。

このような状況の中、総務省は平成26年4月に、全国の地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定」を要請しました。

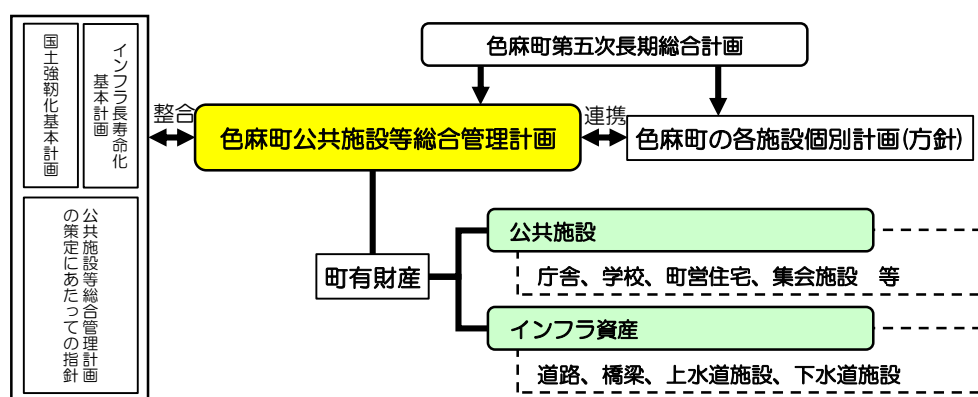
本町においても、少子高齢化・人口減少の進行による税収の減少や社会保障関係経費の増大が見込まれる中、老朽化した公共施設の維持管理費用の増加への対応・対策及び公共施設の再生と利活用を図ることが課題となっております。また、人口減少及び少子高齢化等の人口動態に伴う、公共施設等の利用需用の変化も見込まれます。

こうした状況を踏まえ、町民の財産である公共施設等の安心で安全な施設サービスを今後も継続して提供していくことを目標に、そのための基本的な考え方と方針を整理した「色麻町公共施設等総合管理計画（以下「前計画」という。）」を平成29年3月に策定しました。

その後に総務省が令和4年4月に「公共施設等総合管理計画の策定に関する指針」等が改訂されたことを踏まえ、前計画を改訂するものです。

## 2. 計画の位置づけについて

本計画では、公共施設等の全体を把握することにより、将来のまちづくりを見据えながら、前計画を受けて策定した「色麻町個別施設計画」や「色麻町公営住宅等長寿命化計画」、「色麻町橋梁長寿命化修繕計画」をはじめとする各施設個別計画と連携し、戦略的かつ計画的に公共施設等の統廃合・長寿命化・更新等を行うことで、コストと便益が最適な状態で公共施設等を保有し、運営・維持するための行動計画を策定するものです。また、今後の公共施設の個別計画における指針となる計画に位置付けられます。



公共施設等総合管理計画の位置付け

## 3. 計画の対象範囲等について

### (1) 計画対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有する公共施設（公共系建築物）及びインフラ資産とします。

- ・公共施設（公共系建築物）
- ・インフラ資産（道路、橋梁、上水道の管路、下水道の管路）

### (2) 施設の単位

公共施設においては、一つの施設で数棟を有する場合があります。更に、複合施設では棟ごとに主たる用途が異なる場合もあります。

本計画では、施設ごとに棟別の調査を行い、公共施設の現状を整理しました。

### (3) 作成にあたっての情報収集方法

前計画策定時の公共施設データ（『色麻町公有財産台帳（平成 27 年度末）』（種類、建築年、延床面積、構造等）に加え、各課へのヒアリング調査（利用者数、維持管理費用等）の回答結果に基づき、令和 3 年度末時点の情報として収集整理を行いました。

各図表における値は、小数点以下の端数処理の関係でその値や割合の合計値が合わない場合があります。

## 4. 計画期間について

計画期間は令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとします。

## 第1章 人口等の現況と将来の見通し

## 1. 色麻町の概要

色麻町は、宮城県のおお中央北西部、仙台から北へ約30キロメートルに位置し、人口約6,700人、世帯数約1,960戸の典型的な農業の町です。地形は東西に約24キロメートルと長く、南北は約5キロメートルの狭いくさび型であるのが特徴で、総面積は109.28平方キロメートル、町の西部には奥羽山系に属する秀峰・船形山などが山岳地帯を形成し、四季折々に美しい表情を見せています。歴史は古く、長さ52メートルにも及ぶ前方後円墳や直径が50メートルもある円墳、さらには約300基を数える群集墳など学術的にも貴重な遺跡が数多く発見されているほか、「続日本紀」にも色麻についての記述がみられることから、原始・古代を通じてこの地が政治・文化の中心地域であったことが推測されます。

現在では、色麻の自然、生活、文化を大切に、共に考え、共に創る「自然を愛し、人が輝き、夢のある持続可能なまちづくり」を基本理念とした施策を展開しており、「かっぱのふるさと」としての観光PRや特産物の「えごま」等を活用した地域おこしを推進しています。

表 1.1.1 地域の面積

町名	面積
色麻町	109.28k m <sup>2</sup>

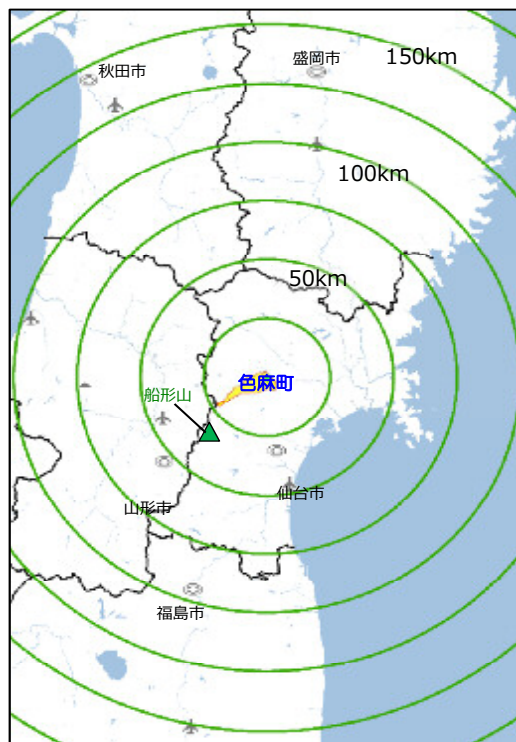


図 1.1.1 色麻町位置図

# 第1章 人口等の現況と将来の見通し

## 2. 人口の推移と今後の見通し

### (1) 人口の推移

本町における令和2年の人口及び世帯数（国勢調査）は、6,698人、1,965世帯です。また、1世帯あたりの人員数は3.41人となっています。

人口は、昭和40年時点の9,146人から年々減少傾向となっています。また、少子高齢化に伴う単独世帯（独居老人）や核家族世帯の増加を反映し、世帯数の増加、平均世帯人員の減少が年々進行していることが確認できます。

表 1.2.1 人口・世帯数の推移

国勢調査年次	総人口（人）	世帯数	平均世帯人員（人／世帯）
昭和40年	9,146	1,622	5.64
昭和45年	8,836	1,680	5.26
昭和50年	8,616	1,732	4.97
昭和55年	8,865	1,784	4.97
昭和60年	8,794	1,825	4.82
平成2年	8,717	1,806	4.83
平成7年	8,463	1,833	4.62
平成12年	8,162	1,922	4.25
平成17年	7,856	1,884	4.17
平成22年	7,431	1,920	3.87
平成27年	7,238	1,974	3.67
令和2年	6,698	1,965	3.41

出典：国勢調査

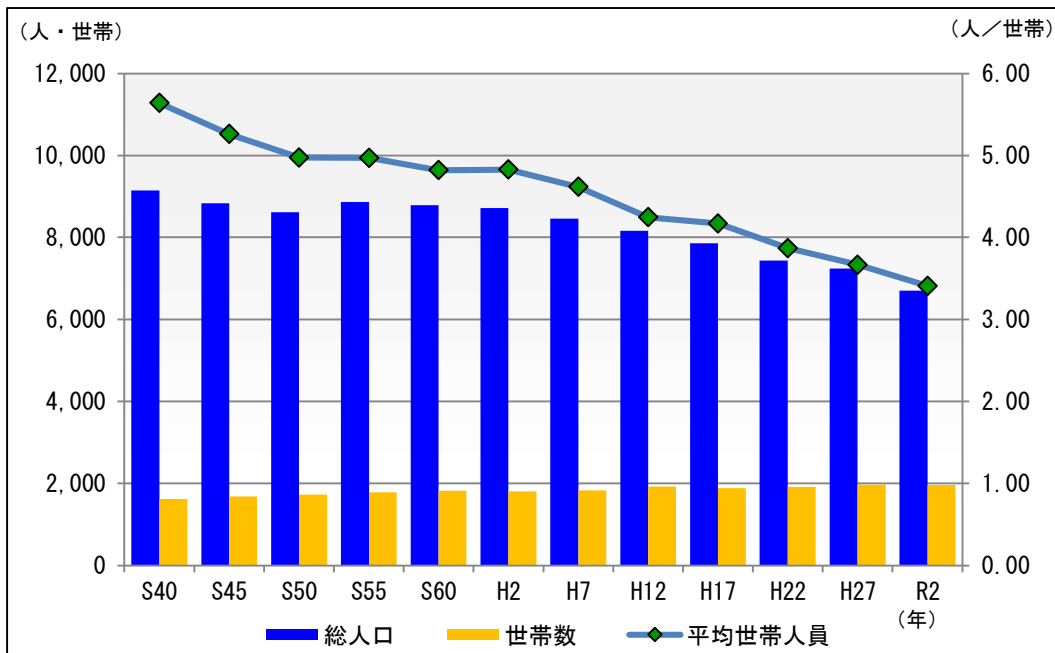


図 1.2.1 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査



(2) 年齢3階層の人口の推移

本町の年齢3階層別人口は、老年人口\*が昭和55年の957人(10.8%)から令和2年の2,343人(35.0%)へ大幅に増加している一方、年少人口\*は昭和55年の1,784人(20.1%)から令和2年の783人(11.7%)へ大幅に減少しており、少子・高齢化が急速に進行しています。

※年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

人口の状況について、表1.2.2及び図1.2.2に年齢3階層別人口の推移を示します。

表1.2.2 年齢3階層別人口の推移(人)

国勢調査年次	総人口	区分			割合		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
昭和55年	8,865	1,784	6,124	957	20.1%	69.1%	10.8%
昭和60年	8,794	1,882	5,823	1,089	21.4%	66.2%	12.4%
平成2年	8,717	1,752	5,617	1,348	20.1%	64.4%	15.5%
平成7年	8,463	1,481	5,280	1,702	17.5%	62.4%	20.1%
平成12年	8,162	1,159	5,098	1,905	14.2%	62.5%	23.3%
平成17年	7,856	1,005	4,807	2,044	12.8%	61.2%	26.0%
平成22年	7,431	960	4,495	1,976	12.9%	60.5%	26.6%
平成27年	7,238	927	4,132	2,179	12.8%	57.1%	30.1%
令和2年	6,698	783	3,560	2,343	11.7%	53.2%	35.1%

出典：国勢調査

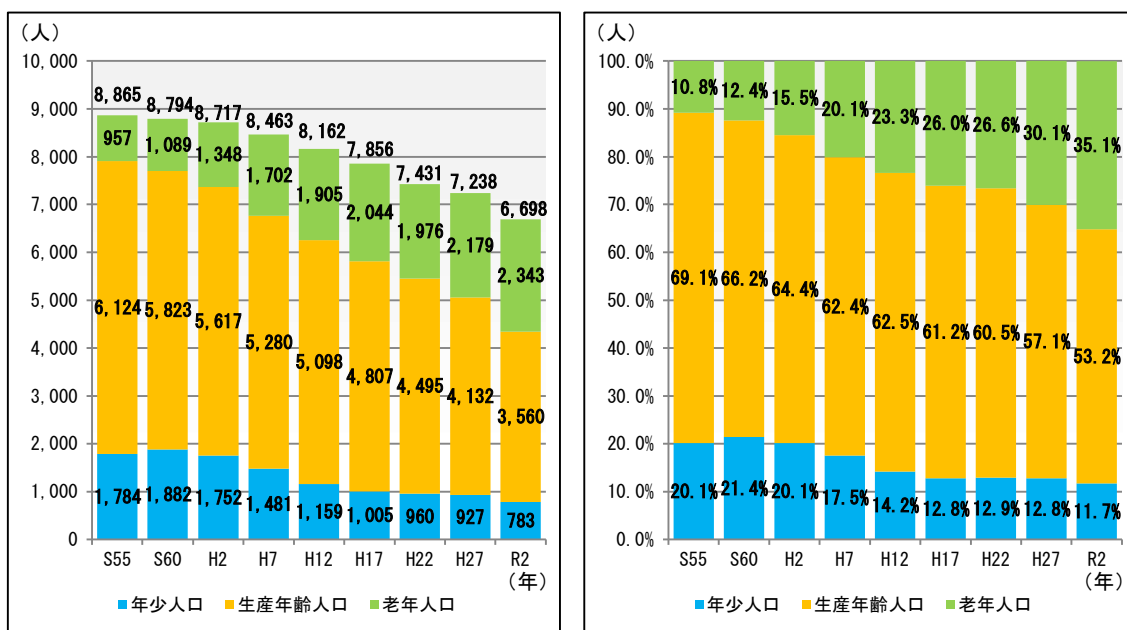


図1.2.2 年齢3階層別人口の推移と構成比

出典：国勢調査

(3) 将来人口の推計

色麻町人口ビジョン（平成 28 年 3 月）によると、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計では、令和 22 年には 5,135 人、令和 42 年には 3,785 人まで落ち込むことが予測されています。

一方、本町では各種施策を講ずることにより、子育て世代（15～49 歳）の転出率がゼロ以上となること、また、令和 22 年以降の合計特殊出生率 2.07（現在の 1.5 倍）を達成することを条件とした「独自推計」を行っています。これにより、令和 22 年における人口を 5,823 人（平成 27 年比：19.6%減）とし、人口減少を抑えることを目標としています。

また、同施策により、老年人口比率は令和 22 年をピークに減少を始め、令和 42 年には 30.2%まで抑えられると推計されています。

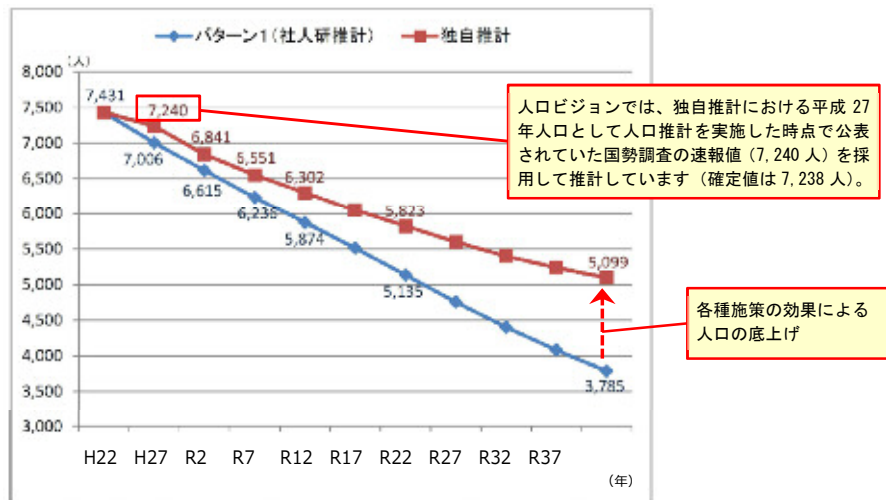


図 1.2.3 社人研及び独自推計による将来人口推計の比較

出典：色麻町人口ビジョン

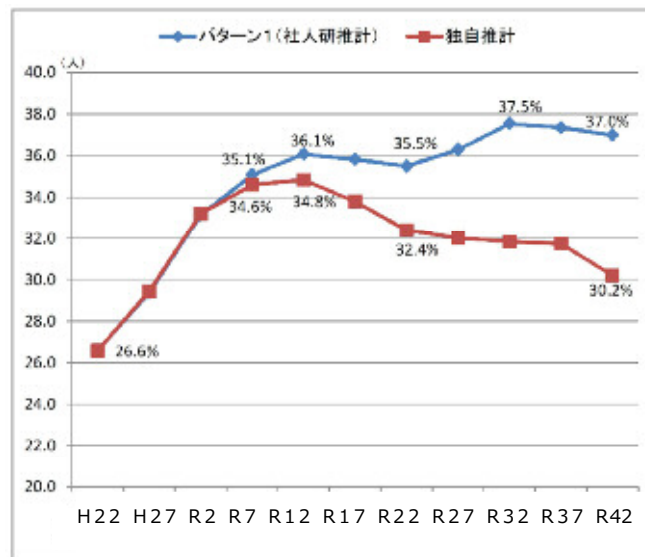


図 1.2.4 社人研及び独自推計による高齢人口比率の推移

出典：色麻町人口ビジョン

3. 歳入歳出の推移と財源の見通し

(1) 歳入の状況（一般会計等）

表 1.3.1 及び図 1.3.1 に、本町における直近 10 年間の歳入の推移を示しました。令和 2 年度の歳入は約 54.7 億円で、そのうち、地方税は約 7.5 億円となっています。

平成 23 年度から平成 25 年度における歳入の伸びと、その後の減少は、主として東日本大震災に伴う復興需用によるもので、令和 2 年度の歳入の伸びは、新型コロナウイルス関連によるものとなっています。また、今後は少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が予測されており、徐々に地方税が減少していくものと懸念されます。

以下に、本町における歳入の推移を示します。

表 1.3.1 歳入の推移 (百万円)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地方税	677	703	727	764	729	766	776	749	767	749
譲与税	103	97	92	87	91	89	89	90	91	91
交付税	2,211	2,380	2,247	2,166	2,227	2,202	2,124	2,076	2,047	2,286
国補助	491	478	834	369	430	427	347	366	261	1,211
県補助	311	254	284	229	317	269	253	215	277	315
地方債	384	705	913	270	365	202	200	415	178	149
その他	864	689	1,008	736	848	694	913	841	822	668
歳入計	5,041	5,306	6,105	4,621	5,007	4,649	4,702	4,752	4,443	5,469

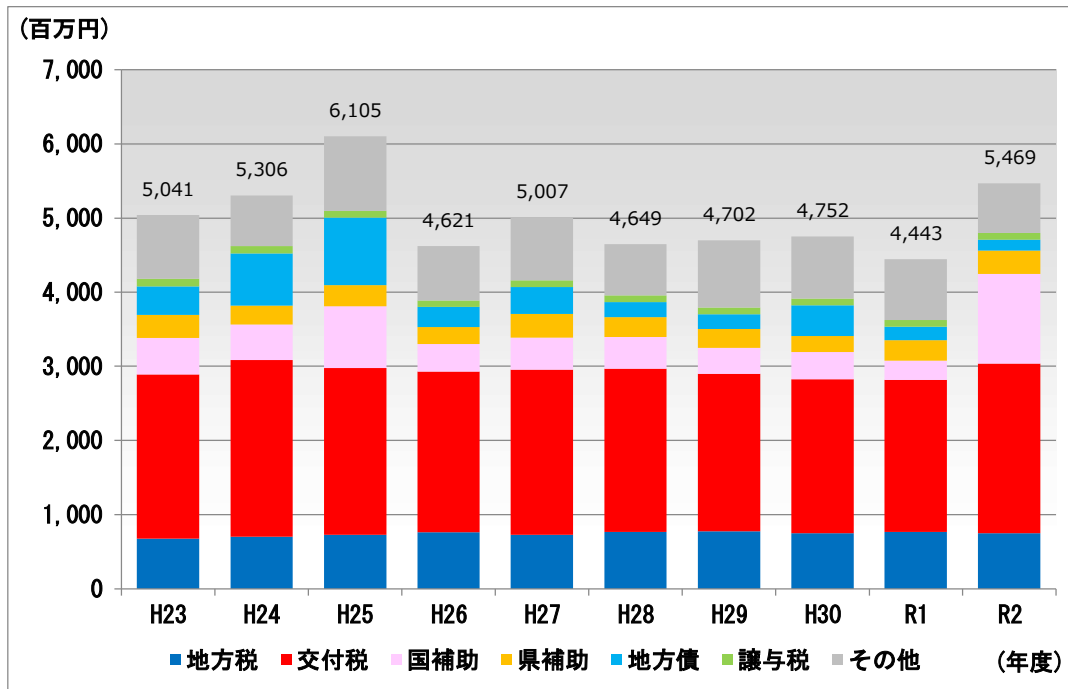


図 1.3.1 歳入の推移

出典：地方財政状況調査

# 第1章 人口等の現況と将来の見通し

## (2) 歳出の状況（一般会計等）

表 1.3.2 及び図 1.3.2 に、本町における直近 10 年間の歳出の推移を示しました。令和 2 年度の歳出は約 53.6 億円です。そのうち、普通建設事業費は約 2.2 億円と 4.2%程度を占めています。

また、扶助費は約 3.2 億円で全体の 6%程度を占めていますが、年次による変動はあるものの、やや増加傾向にあります。今後、更に高齢化が進むことで扶助費の増加が見込まれます。

今後は扶助費を含めた義務的経費が増加傾向になるものと予想されるため、普通建設事業費（投資的経費）に充当される財源の確保は一層厳しくなるものと見込まれます。

表 1.3.2 歳出の推移 (百万円)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人件費	845	843	835	861	839	853	855	810	825	917
物件費	694	636	628	679	686	735	782	766	788	861
雑補費	80	90	79	78	70	79	110	113	81	142
扶助費	309	290	290	319	322	342	335	321	315	323
補助費	717	730	782	847	878	915	1,157	1,109	952	1,869
公債費	449	341	352	329	308	295	314	319	331	331
繰出金	530	476	515	546	582	535	529	526	539	533
普通建設 事業費	766	1,023	2,032	653	740	542	381	573	293	225
その他	355	327	379	143	342	180	70	80	152	157
歳出計	4,745	4,756	5,892	4,455	4,767	4,476	4,533	4,617	4,276	5,358

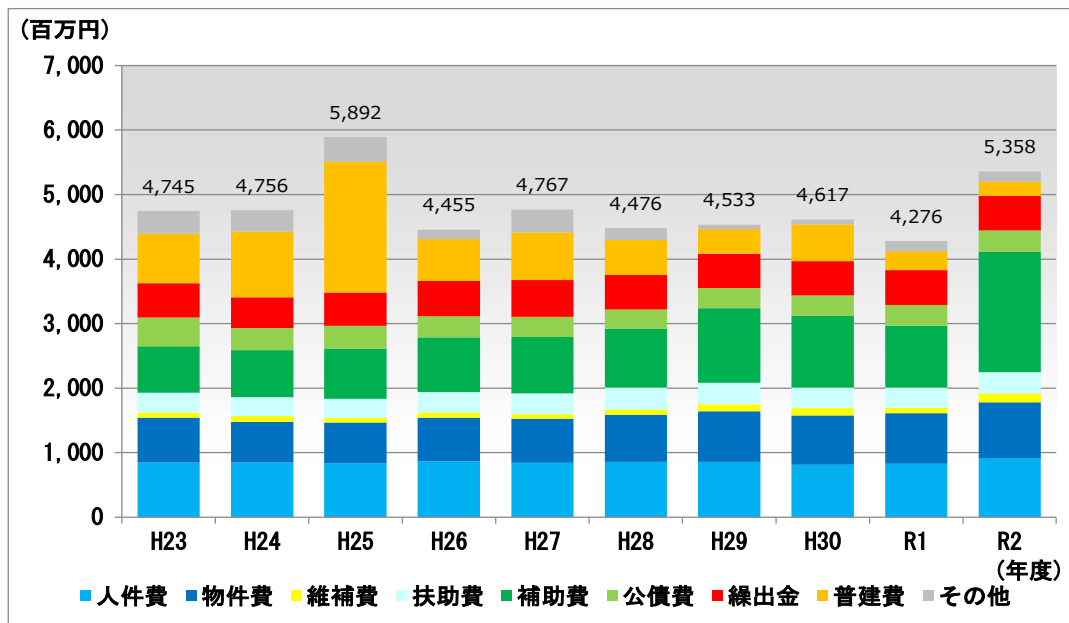


図 1.3.2 歳出の推移

出典：地方財政状況調査

(3) 財政指標の状況

本町の財政状況を表す指標として、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移を以下に示します。

表 1.3.3 財政指標の推移

指数の種類	市町村	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
財政力指数	色麻町	0.28	0.27	0.27	0.27	0.28	0.29	0.29	0.3	0.31	0.3
	県市町村平均	0.51	0.49	0.5	0.51	0.52	0.53	0.53	0.54	0.55	0.56
経常収支比率	色麻町	85.3	81.6	82.5	87.0	83.7	83.7	88.1	87.4	86.5	85.0
	県市町村平均	95.8	93.0	93.2	94.1	92.2	95.2	95.6	95.6	97.0	96.6
実質公債費比率	色麻町	13.7	12.0	10.4	8.8	8.0	7.8	8.0	9.2	10.3	10.7
	県市町村平均	11.9	11.4	11.1	10.4	9.4	8.8	7.8	7.1	6.4	6.3
将来負担比率	色麻町	132.1%	127.4%	126.0%	110.3%	105.6%	91.5%	100.6%	109.4%	109.3%	101.8%
	県市町村平均	94.8%	76.4%	67.9%	62.6%	57.0%	49.8%	46.8%	37.8%	33.1%	30.4%

出典：平成23年度～令和2年度 市町村財政比較分析表(普通会計決算)(総務省)

① 財政力指数<sup>※1</sup>

財政力指数は県市町村平均と比べて0.2ポイントほど低い水準になっています。平成23年度以降、0.27から0.31ポイントの間で推移し、県内市町村平均から下回るものの、ほぼ横ばい傾向となっています。

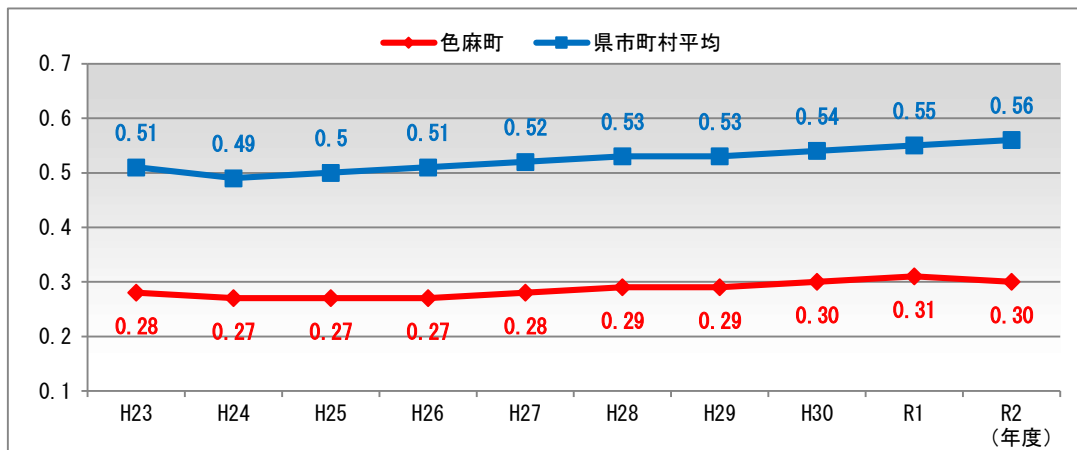


図 1.3.3 財政力指数の推移

※1 「財政力指数」とは

地方公共団体が自力で必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

# 第1章 人口等の現況と将来の見通し

## ② 経常収支比率<sup>※2</sup>

平成23年度以降は、ほぼ81～88%の間で推移しています。県内市町村平均より低い値で推移しており、県内ではやや良好な経営状況を維持しているといえます。ただし、収支比率を安定的に下げていくためにも、一層の歳出削減を行う必要があるといえます。

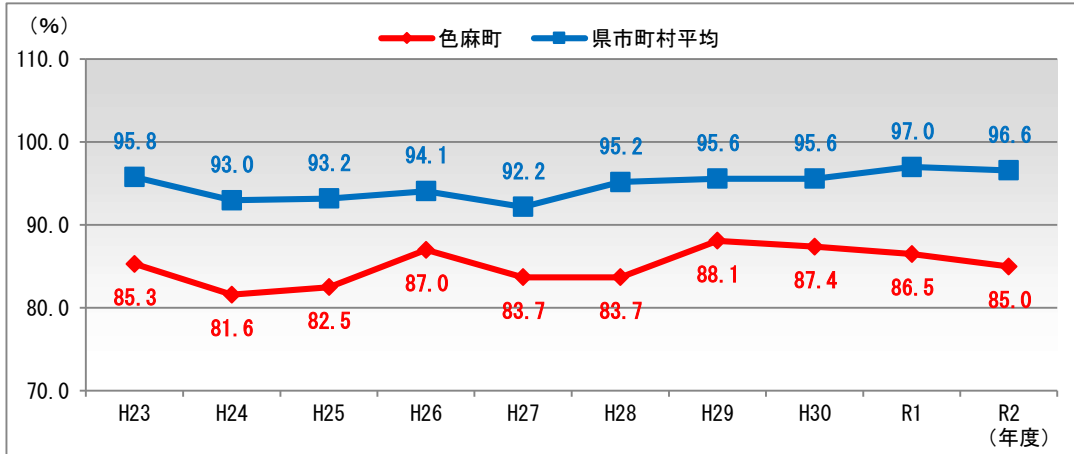


図 1.3.4 経常収支比率の推移

### ※2 「経常収支比率」とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることになります。

## ③ 実質公債費比率<sup>※3</sup>

早期健全化基準の25%及び起債許可団体となる18%を下回る健全な状況ですが、平成28年度以降は比率の上昇が続いており、平成29年度以降は県内市町村平均を上回る値で推移しています。

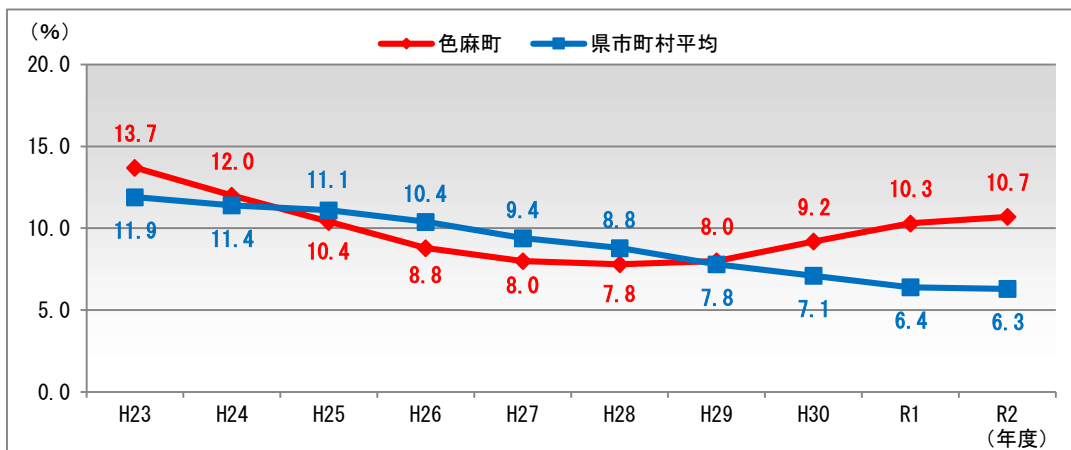


図 1.3.5 実質公債費比率の推移

### ※3 「実質公債費比率」とは

一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることになります。

④ 将来負担比率※4

県内市町村平均を上回っていますが、年々将来負担比率が下がっていることが分かります。県内市町村平均に近づくように、更なる財政の健全化により負債を減らす必要があるといえます。

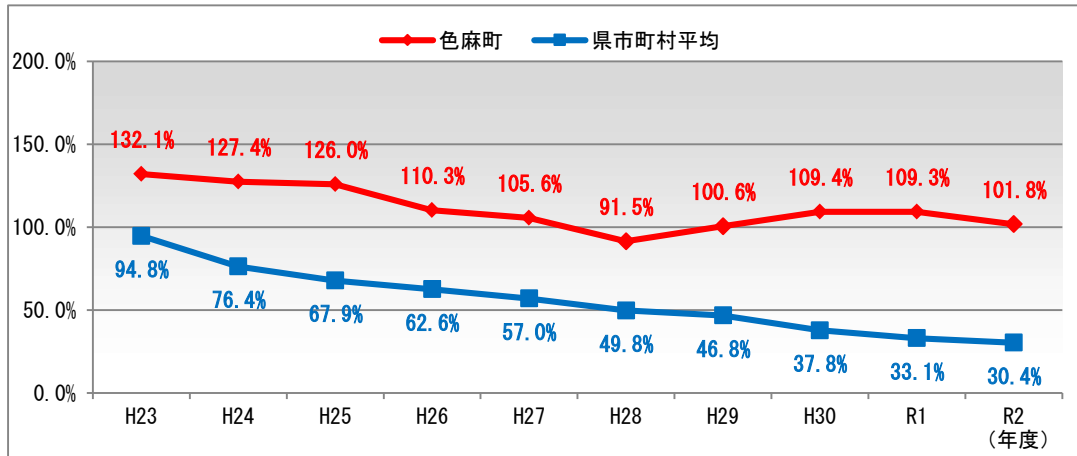


図 1.3.6 将来負担比率の推移

※4 「将来負担比率」とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支ししなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。市町村では350%が「早期健全化基準」の目安とされています。

### 第2章 公共施設等の現状

#### 1. 公共施設等の現状

##### (1) 公共施設の保有状況

###### ①ヒアリング調査の実施について

データ収集にあたり、各施設所管課に対して配付したヒアリングシートにより施設情報を収集し、施設情報及び棟情報の一覧としてデータの整理を行いました。

###### ② 公共施設の用途分類

本計画において定義する、公共施設の用途分類は以下のとおりです。

表 2.1.1 公共施設の用途分類

分類	主な対象施設
1 行政施設	色麻町役場、消防ポンプ格納庫 等
2 町民文化系施設	集会所、農村環境改善センター、コミュニティセンター
3 スポーツ・レクリエーション施設	屋外運動場、体育館、青少年体力増強施設、大滝野営場、平沢交流センター、公園 等
4 保健・福祉施設	保健福祉センター、地域活動支援センター
5 学校教育系施設	幼稚園、小学校、中学校、学校給食センター
6 子育て支援施設	保育所、学童保育施設
7 産業系施設	肉用牛育成センター、地場産業振興施設、畜産複合地域環境保全施設、木工品加工場、林業機械倉庫
8 町営住宅	町営住宅
9 インフラ関連施設	浄水場、送水ポンプ場、配水池、浄化センター、保野川ダム管理施設
10 その他公共施設等	旧大村分校、旧六の国農業共済組合事務所、切付簡易郵便局、産業会館



③用途分類別公共施設の保有状況

令和3年度末時点の本町の公共施設の総数は88施設（166棟）であり、総延床面積として54,906.7㎡を保有しています。施設の用途分類別延床面積の内訳は、学校教育系施設が25.6%、スポーツ・レクリエーション施設が16.6%、次いで町営住宅が13.0%、町民文化系施設が11.0%の順に多くなっています。

前計画策定時の保有量と比較すると、施設再編等が進められた結果、施設類型毎の保有量が変動していますが、保有量全体で見ると1,000㎡程度減少している事が分かります。

表 2.1.2 用途分類別公共施設の保有状況

	施設数	棟数	延床面積	構成比
行政施設	21	27	4,824.2	8.8%
町民文化系施設	25	32	6,063.4	11.0%
スポーツ・レクリエーション施設	8	31	9,090.4	16.6%
保健・福祉施設	2	3	4,258.7	7.8%
学校教育系施設	4	15	14,070.0	25.6%
子育て支援施設	3	5	1,192.0	2.2%
産業系施設	5	10	4,734.3	8.6%
町営住宅	3	15	7,139.5	13.0%
インフラ関連施設	11	19	1,731.0	3.2%
その他公共施設等	6	9	1,803.3	3.3%
合計	88	166	54,906.7	100.0%

※令和3年度末

施設数、棟数、延べ床面積は、各個別施設計画の数値参照

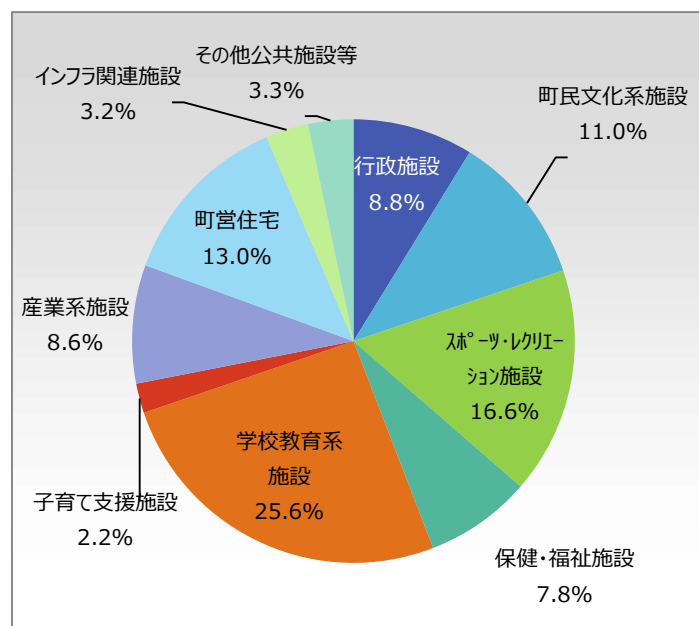


図 2.1.1 用途分類別公共施設の延床面積及びその割合

### (2) 過去に行った対策の実績

本町では前計画策定後、令和2年度に「色麻町個別施設計画」を策定して、公共施設の再編に取り組んできました。

また、令和元年度には「色麻町林道施設長寿命化計画」、「色麻町公営住宅長寿命化計画」、令和2年度には「色麻町学校施設長寿命化計画」、「個別施設計画（舗装編）」、令和3年度には「色麻町橋梁長寿命化修繕計画」を策定するなど、公共施設のマネジメントに取り組み、個別施設計画の策定以降は町民体育館の屋根塗装工事（1,317.8万円）等を進めています。

今後は、各個別計画に基づき施設の再編・集約化等に取り組んでいきます。

(3) 1人あたりの公共施設の延床面積

本町1人あたりの公共施設の延床面積は、8.2 m<sup>2</sup>/人となっています。

表 2.1.3 用途分類別の1人あたりの延床面積

	令和3年度末時点 延床面積 (m <sup>2</sup> )	1人あたり 延床面積 (m <sup>2</sup> /人)
行政施設	4,824.2	0.7
町民文化系施設	6,063.4	0.9
スポーツ・レクリエーション施設	9,090.4	1.4
保健・福祉施設	4,258.7	0.6
学校教育系施設	14,070.0	2.1
子育て支援施設	1,192.0	0.2
産業系施設	4,734.3	0.7
町営住宅	7,139.5	1.1
インフラ関連施設	1,731.0	0.3
その他公共施設等	1,803.3	0.3
合計	54,906.7	8.2

また、東北地方における類似自治体（総務省区分Ⅱ-1）と比較すると、住民1人あたりの公共施設保有量(延床面積)は他の町村と比較し、ほぼ標準的であることが分かります。

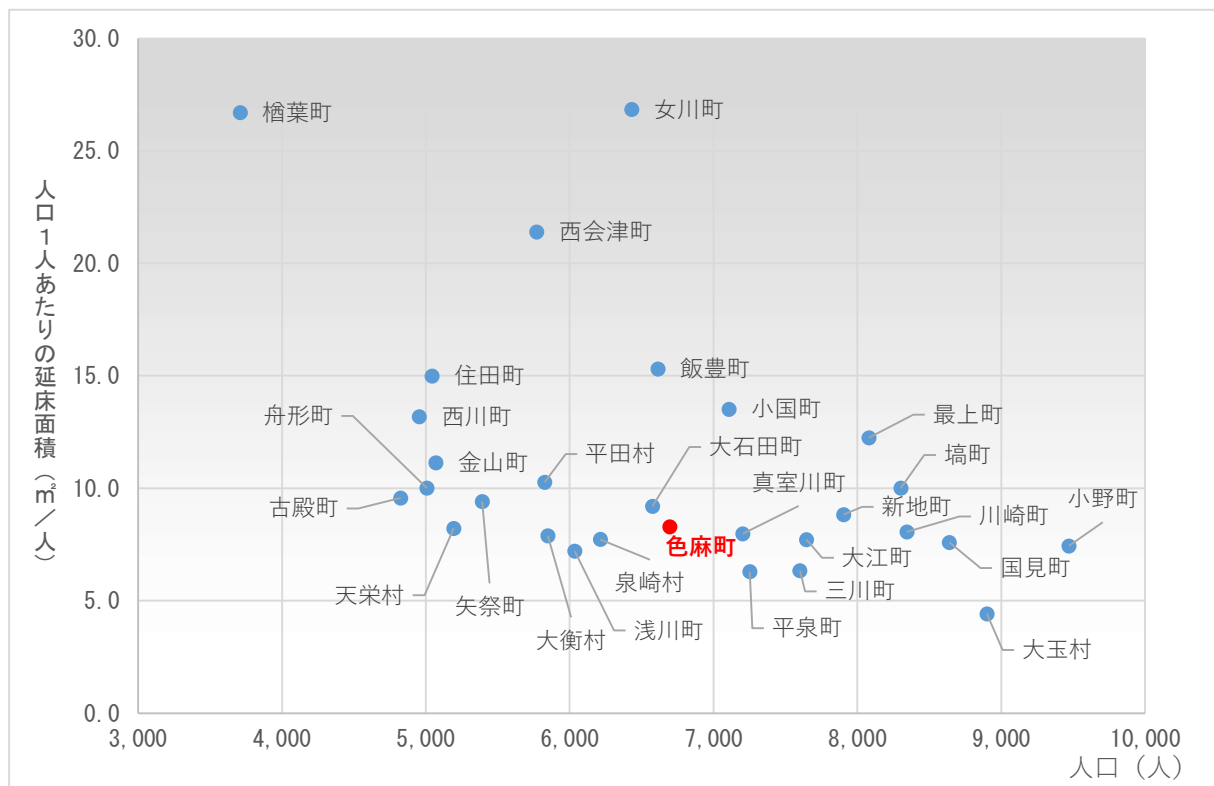


図 2.1.3 1人あたり公共施設保有面積の比較

出典：令和2年度 公共施設状況調経年比較表（総務省）  
令和2年 国勢調査結果（総務省）

2. 建築年別公共施設等の現状

(1) 建築年別分布

本町においては、昭和 50 年代に公共施設の建築ラッシュを迎えており、近年における大規模な施設としては、平成 12 年度に色麻町保健福祉センターが、平成 25 年度に色麻小学校が建築されています。また、昭和 56 年度以前に建てられた旧耐震基準の施設は、公共施設の総延床面積のうち約 40.0%を占めています。

下図は、本町の公共施設における建築年別の延床面積の合計を示したグラフです。延床面積の年度別合計が突出している年度の概ね 30 年後には大規模改修に係る費用が、60 年後には建替えに係る費用が集中することが予想されます。

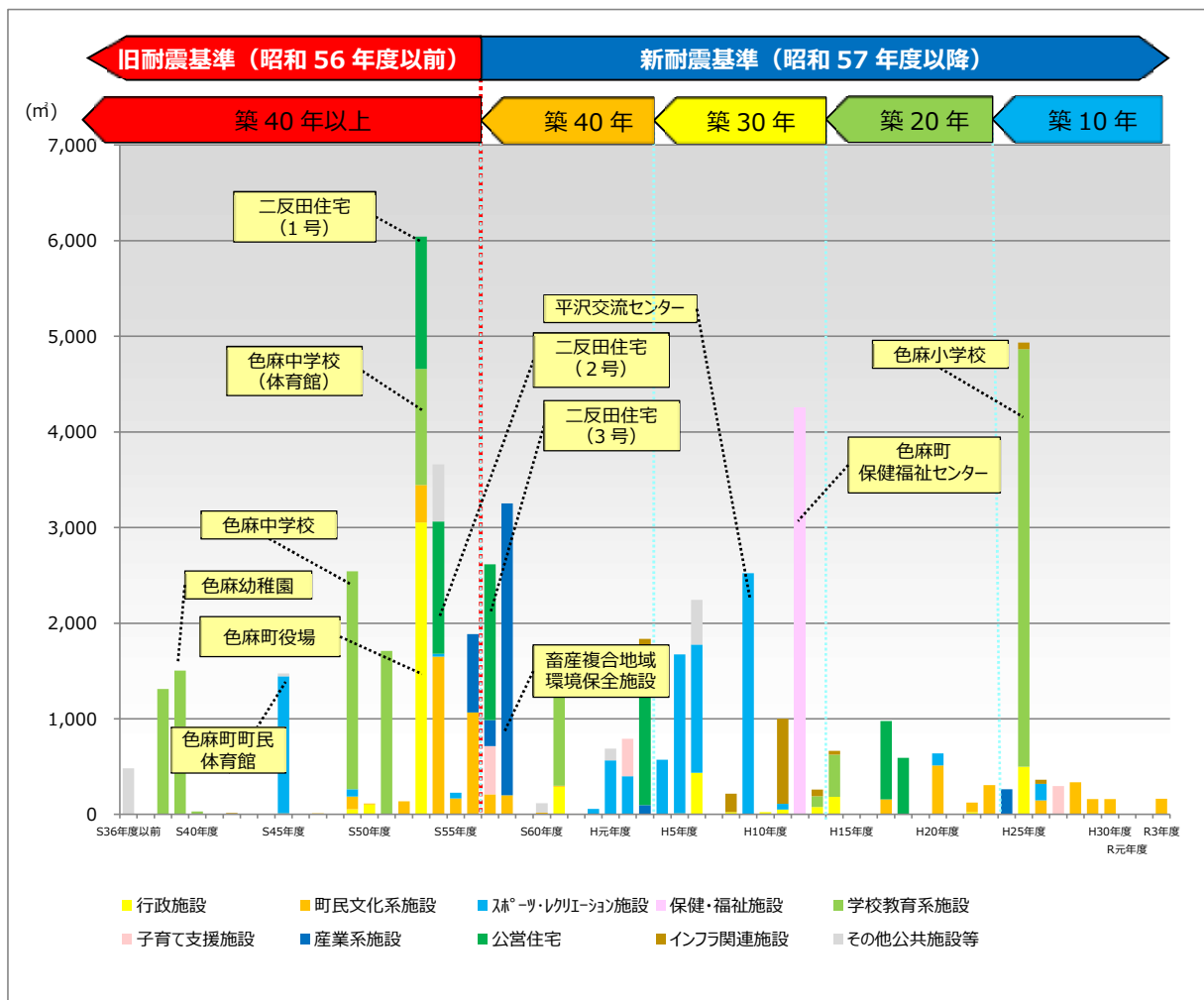


図 2.2.1 公共施設の建築年別延床面積

(2) 経過年数の状況

公共施設の多くを占める鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経つと大規模改修が、築60年程度が経つと建替えが必要になると一般的にいられています。よって、建築後30年を目安に施設の老朽化対策を検討する必要があるといえます。

本町では、「産業系施設」、「公営住宅」、「子育て支援施設」、「その他公共施設等」及び「行政施設」において30年以上経過した建物の割合が当該分類のうち7割以上を占めており、他の施設と比べて老朽化が目立っています。

全体で見ると、30年以上を経過している施設は約60%を占めており、やや老朽化が進んでいます。

表 2.2.1 用途別施設の経過年数の状況

分類	築30年以上経過		築30年未満 延床面積 (㎡)	小計 (㎡)
	延床面積 (㎡)	分類別比率		
1 行政施設	3,502.8	72.6%	1,321.4	4,824.2
2 町民文化系施設	4,009.1	66.1%	2,054.3	6,063.4
3 スポーツ・レクリエーション施設	3,197.5	35.2%	5,892.9	9,090.4
4 保健・福祉施設	0.0	0.0%	4,258.7	4,258.7
5 学校教育系施設	9,148.0	65.0%	4,922.0	14,070.0
6 子育て支援施設	895.8	75.1%	296.2	1,192.0
7 産業系施設	4,479.3	94.6%	255.0	4,734.3
8 町営住宅	5,731.3	80.3%	1,408.2	7,139.5
9 インフラ関連施設	428.0	24.7%	1,303.0	1,731.0
10 その他公共施設等	1,333.9	74.0%	469.3	1,803.3
総計	32,725.7	59.6%	22,181.0	54,906.7

## 第2章 公共施設等の現状

なお、「その他公共施設」の一部では更新時期を経過した施設が存在しており、更新の検討を始める必要があり、建築後50年以上を経過している施設の総延床面積は4,826.2㎡(8.8%)となっており、「学校教育系施設」、「スポーツ・レクリエーション施設」が多く含まれています。

表 2.2.2 公共施設の経過年数別延床面積 (㎡)

分類	築60年以上	築50年以上	築40～49年	築30～39年	築30年未満	計
1 行政施設	0.0	0.0	3,213.1	289.7	1,321.4	4,824.2
2 町民文化系施設	0.0	19.8	3,764.2	225.0	2,054.3	6,063.4
3 スポーツ・レクリエーション施設	0.0	1,432.6	166.9	1,598.0	5,892.9	9,090.4
4 保健・福祉施設	0.0	0.0	0.0	0.0	4,258.7	4,258.7
5 学校教育系施設	0.0	2,847.0	5,204.0	1,097.0	4,922.0	14,070.0
6 子育て支援施設	0.0	0.0	503.8	392.0	296.2	1,192.0
7 産業系施設	0.0	0.0	1,095.4	3,383.9	255.0	4,734.3
8 町営住宅	0.0	0.0	4,399.4	1,332.0	1,408.2	7,139.5
9 インフラ関連施設	0.0	14.0	0.0	414.0	1,303.0	1,731.0
10 その他公共施設等	483.0	29.8	595.8	225.4	469.3	1,803.3
総計	483.0	4,343.2	18,942.4	8,957.1	22,181.0	54,906.7

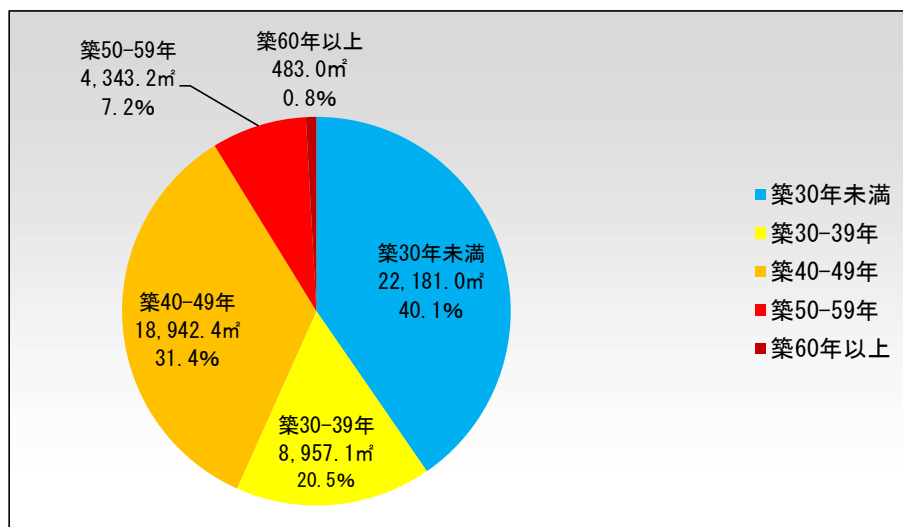


図 2.2.2 公共施設の経過年数別延床面積

(3) 有形固定資産減価償却率の状況

有形固定資産減価償却率は、令和2年度時点で65.8%となっており、新たな施設整備等が行われなければ数値が上昇していくものと考えられます。

表 2.2.3 有形固定資産減価償却率

	R1年度	R2年度
有形固定資産減価償却率	63.8%	65.8%

※4 「有形固定資産減価償却率」とは

公共施設等の有形固定資産の老朽化度合いを測定する指標で、減価償却がどの程度進行しているかを示し、100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいている事を意味します。老朽化に伴って毎年数値が大きくなり、新しい施設に更新されると数値が下がります。

(4) インフラ資産の状況

インフラ資産（道路、橋梁、上水道の管路、下水道の管路）においても、老朽化の状況に応じて計画的かつ効率的な更新や修繕を実施する必要があります。

本町におけるインフラ資産の保有量は、表 2.2.4 のとおりとなっています。

表 2.2.4 インフラ資産の整備状況

インフラ資産	分類	数量		備考
		延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	
1 道路	一般町道、自転車歩行者道、農道、林道	409,850	1,964,082	
2 橋梁	一般町道	1,813	11,574	133 橋
3 上水道施設	上水道	138,256	—	
4 下水道施設	特定環境保全公共下水道	48,191	—	
	農業集落排水処理施設	13,125	—	
	計	61,316	—	

(5) 耐震化の現状

本町の公共施設においては、旧耐震基準の施設のうち耐震改修が必要な施設が、延床面積比で17%存在しています。

表 2.2.5 耐震化実施状況

区 分	延床面積(m <sup>2</sup> )	割 合	
新耐震基準適合(耐震改修不要) : A	33,477.7	61.0%	
旧耐震基準	耐震改修実施済 : B	7,875.0	14.3%
	耐震改修工事不要 : C	4,263.4	7.8%
	要耐震改修・未実施	9,290.6	16.9%
計	54,906.7	100.0%	
※ 耐震化済 (A+B+C)	45,616.1	83.1%	

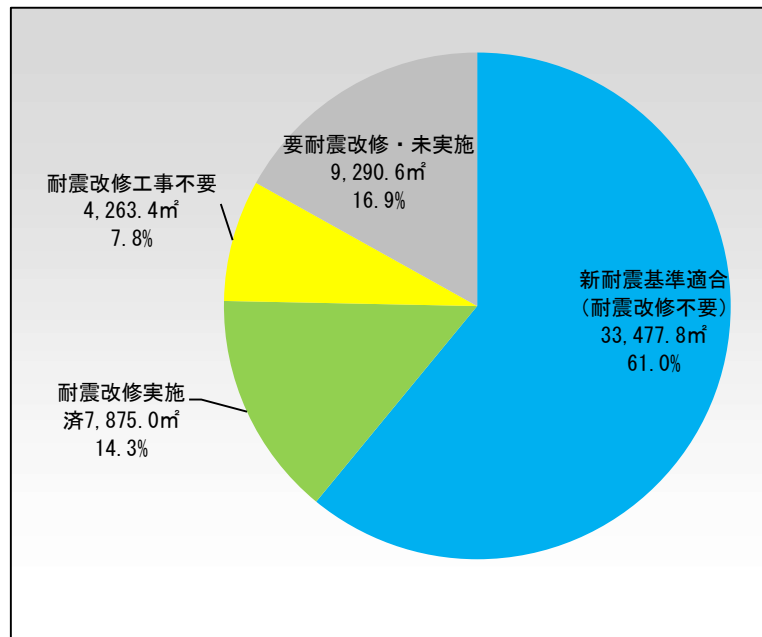


図 2.2.3 耐震改修実施状況



第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

本町の公共施設は老朽化と共に、今後更新や大規模改修の時期を迎える施設が予想されることから、今後40年間に於ける公共施設等の更新費用を試算しました。

この際に、現在、町が保有している公共施設（建物）をそのまま将来も保有し続けた場合、今後40年間で必要となる修繕費及び更新費用（将来負担コスト）を試算し、財政運営にどのような影響が生じるのかを推計します。試算は従来型（総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」に示された手法）と長寿命化型（色麻町が個別施設計画等で検討している手法）の2パターンで試算することとしました。

1. 従来型手法による公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

本計画における従来型手法の試算は、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」に準拠して実施します。この仕様に基づき、設定される大規模改修や建替えの周期等の設定イメージについて下図に示します。

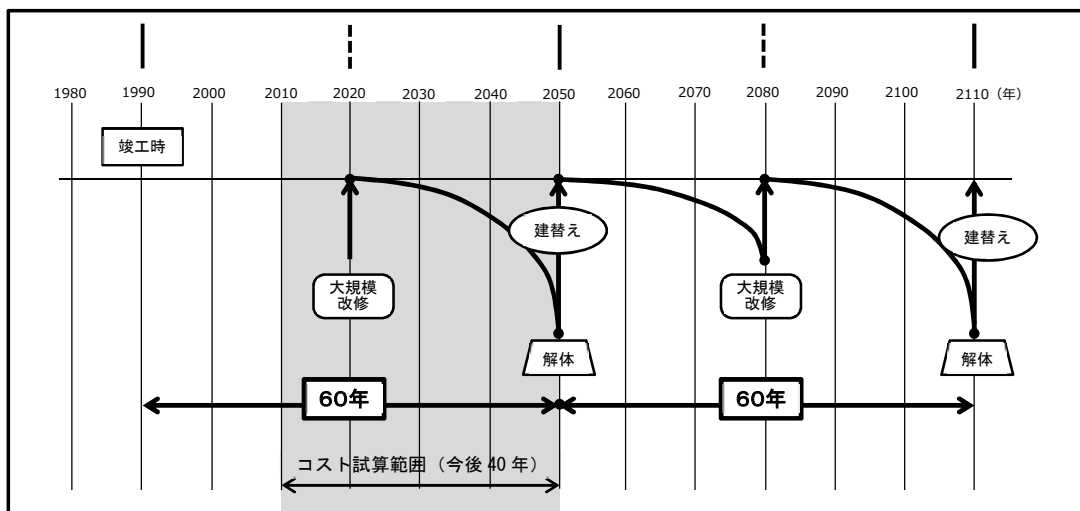


図 3.1.1 大規模改修及び建替えのライフサイクル

出典：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

(1) 建替えコストの考え方

① 建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。

◆建替え実施年度については、建築年度から「60年目」とします。

② 建替え単価の設定

建替え単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における単価に準拠し、表 3.1.1「施設分類別の建替え単価」のとおりを設定します。

表 3.1.1 施設分類別の建替え単価

分類	建替え単価
1 行政施設	40 万円/㎡
2 町民文化系施設	40 万円/㎡
3 スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
4 保健・福祉施設	36 万円/㎡
5 学校教育系施設	33 万円/㎡
6 子育て支援施設	33 万円/㎡
7 産業系施設	40 万円/㎡
8 町営住宅	28 万円/㎡
9 インフラ関連施設	36 万円/㎡
10 その他公共施設等	36 万円/㎡

#### ③ 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

#### ④ 建替えコストの計算例

<通常の建替えの場合>

例えば昭和35年度の建築の場合、令和2年度が建築から60年目にあたることから、59年目の令和元年度から工事を開始し、61年目の令和3年度に工事完了となります。

建築年	59年目	60年目	61年目
昭和35年度	建替え開始		完了
	← 令和元年度	令和2年度	令和3年度 →

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、例えば、延床面積3,000㎡行政関連施設を建替える場合は、単価40万円なので、年間4億円のコストとなります。

例)  $\text{年間費用} = \text{単価 (40 万円/㎡)} \times \text{延床面積 (3,000 ㎡)} \div 3 \text{カ年} = 4 \text{億円/年}$

## (2) 大規模改修コストの考え方

### ① 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律30年目に実施します。ただし、そのうち今後10年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しません。

◆大規模改修実施年度は、建築年度から「30年目」とします。

### ② 大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、建替え単価と同様に、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における単価に準拠し、表3.1.2「施設分類別の大規模改修単価」のとおり設定します。

表 3.1.2 施設分類別の大規模改修単価

分類	大規模改修単価
1 行政施設	25 万円/㎡
2 町民文化系施設	25 万円/㎡
3 スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡
4 保健・福祉施設	20 万円/㎡
5 学校教育系施設	17 万円/㎡
6 子育て支援施設	17 万円/㎡
7 産業系施設	25 万円/㎡
8 町営住宅	17 万円/㎡
9 インフラ関連施設	20 万円/㎡
10 その他公共施設等	20 万円/㎡

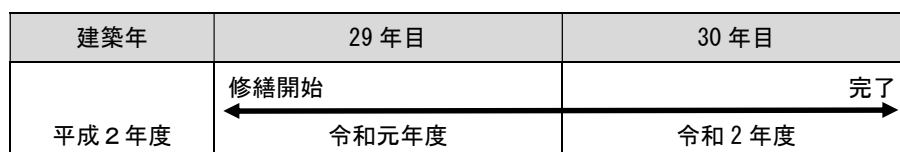
#### ③ 修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年とし、費用を均等配分とします。

#### ④ 修繕コストの計算例

<通常の修繕の場合>

例えば平成2年度の建築の場合、令和2年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる令和元年度から工事を開始し、30年目にあたる令和2年度に工事完了となります。



年間費用は、修繕費用を2等分した値になります。例えば、延床面積2,000㎡の行政施設を修繕する場合は、単価25万円なので年間2億5,000万円のコストとなります。

**例) 年間費用 = 単価 (25 万円/㎡) × 延床面積 (2,000 ㎡) ÷ 2 年 = 2 億 5,000 万円/年**

#### ⑤ 修繕積み残し

建築後30年以上経過し、既に大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で大規模改修を実施します。なお、建設時からの経過年数が30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものと仮定します。

(3) インフラ資産の更新の考え方

道路は路線ごとに整備するものではなく、路線を細かく区切った区間ごとに整備されます。そのため、更新費用を年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算します。

① 道路

(ア) 道路の耐用年数

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12~20年のそれぞれの年数を踏まえ、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。

◆道路の耐用年数は15年とします。

(イ) 道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における単価に準拠し、表3.1.3「道路の更新単価」のとおりを設定します。

表 3.1.3 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般町道、農道、林道	4,700 円/m <sup>2</sup>

② 橋梁

(ア) 橋梁の更新

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、次の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じて更新費用を試算します。

◆橋梁の更新年数は法定耐用年数の「60年」を経た年度に更新します。

(イ) 橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、道路橋の工事实績（道路橋年報）より、次の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。橋梁の更新単価について、下表に示します。

表 3.1.4 橋梁の更新単価

分類	構造	単価
橋梁	PC（プレストレスト・コンクリート）橋	42.5 万円/m <sup>2</sup>
	RC（レインフォースド・コンクリート）橋	42.5 万円/m <sup>2</sup>
	鋼橋	50.0 万円/m <sup>2</sup>
	その他	42.5 万円/m <sup>2</sup>

③ 上水道施設（管路）

（ア）上水道の更新

上水道は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新するものと仮定します。

◆上水道施設（管路）の耐用年数は「40年」とします。

（イ）上水道施設（管路）の更新単価の設定

上水道の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における管径別の単価を参照し設定します。上水道の更新単価について下表に示します。

表 3.1.5 上水道施設（管路）の更新単価

分類	管径	単価
上水道 導水管及び送水管	～300mm未満	10.0万円/m
上水道 配水管	～150mm以下	9.7万円/m
	～200mm以下	10.0万円/m
	～250mm以下	10.3万円/m

④ 下水道施設（管路）

（ア）下水道施設（管路）の更新

下水道施設（管路）は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の50年で除した面積を1年間で更新していくと仮定します。

◆下水道施設（管路）の耐用年数は「50年」とします。

（イ）下水道施設（管路）の更新単価の設定

下水道施設（管路）の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における管種別の単価、管径別の単価を参照し設定します。下水道の更新単価について下表に示します。

表 3.1.6 下水道施設（管路）の更新単価

分類	管径	単価
下水道	～250mm	6.1万円/m
	251～500mm	11.6万円/m

※本計画においては、「下水道」には「農業集落排水処理施設」を含むものとして試算します。

2. 長寿命化型手法による公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

長寿命型の将来更新費用の試算は、「色麻町個別施設計画」で設定している手法を採用するものとして実施します。この仕様では建物を鉄筋コンクリート・鉄骨造と木造・コンクリートブロック造に2分して、それぞれ80年・50年のマネジメントサイクルを設定しており、各々で、修繕・改修工事、建替えの周期等の設定イメージについて下図に示します。

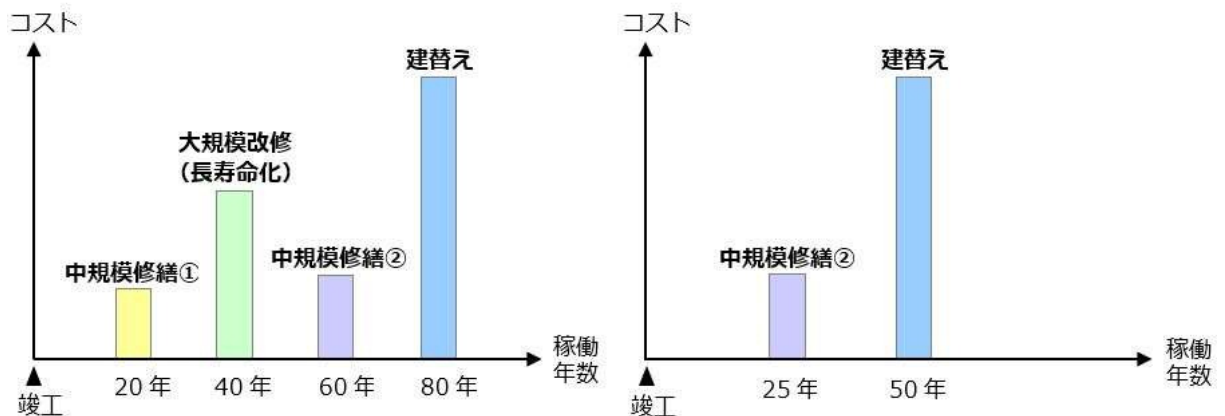
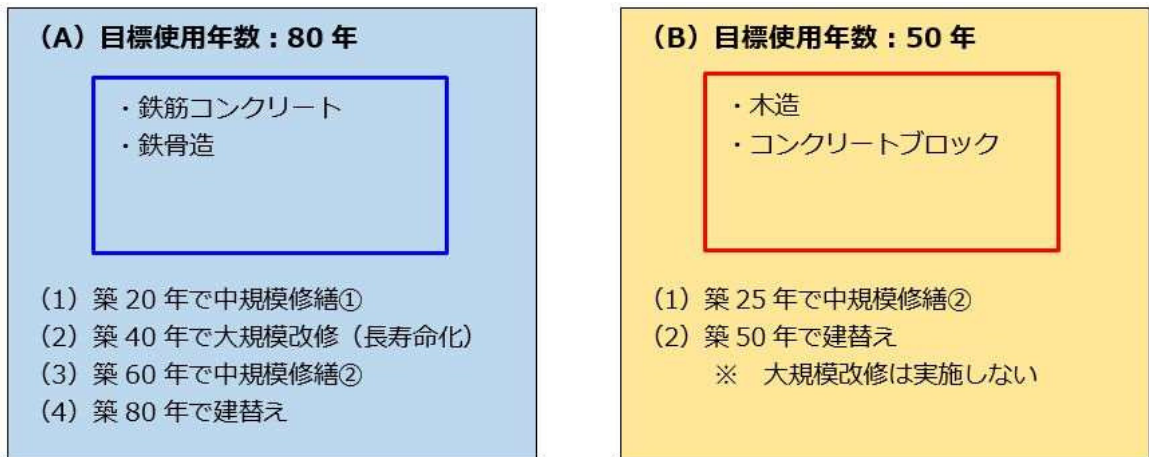


図 3.1.2 長寿命化型の改修及び建替えのライフサイクル

(1) 建替えコストの考え方

① 建替え実施年度

今回の試算は、鉄筋コンクリート・鉄骨造の建築物においては80年、木造・コンクリートブロック造においては50年を設定します。

◆建替え実施年度については、建物構造に応じて建築年度から「80年目」「50年目」とします。

② 建替え単価の設定

建替え単価は、従来型と同じく「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における単価に準拠し、表3.1.7「施設分類別の建替え単価」のとおりを設定します。

表 3.1.7 施設分類別の建替え単価

分類	建替え単価
1 行政施設	40 万円/㎡
2 町民文化系施設	40 万円/㎡
3 スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
4 保健・福祉施設	36 万円/㎡
5 学校教育系施設	33 万円/㎡
6 子育て支援施設	33 万円/㎡
7 産業系施設	40 万円/㎡
8 町営住宅	28 万円/㎡
9 インフラ関連施設	36 万円/㎡
10 その他公共施設等	36 万円/㎡

③ 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を**3年間**とします。

費用は各年度で均等配分とし、鉄筋コンクリート・鉄骨造の建築物においては79年目、80年目、81年目に割り当てて、木造・コンクリートブロック造においては49年目、50年目、51年目に割り当てて計算します。

④ 建替えコストの計算例

<通常の建替えの場合>

例えば昭和35年度の鉄筋コンクリート・鉄骨造の建築の場合、令和21年度が建築から80年目にあたることから、79年目の令和20年度から工事を開始し、81年目の令和22年度に工事完了となります。

建築年	79年目	80年目	81年目
鉄筋コンクリート ・鉄骨造の建築物 昭和35年度	建替え開始 ←		→ 完了
	令和20年度	令和21年度	令和22年度

また、昭和35年度の木造・コンクリートブロック造の建築の場合、令和21年度が建築から50年目にあたることから、49年目の令和20年度から工事を開始し、51年目の令和22年度に工事完了となります。

建築年	49年目	50年目	51年目
木造・コンクリートブ ロック造の建築物 昭和55年度	建替え開始 ←		→ 完了
	令和20年度	令和21年度	令和22年度

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、例えば、延床面積3,000㎡行政施設を建替える場合は、単価40万円なので、年間4億円のコストとなります。

例)  $\text{年間費用} = \text{単価 (40 万円/㎡)} \times \text{延床面積 (3,000 ㎡)} \div 3 \text{カ年} = 4 \text{億円/年}$

(2) 中規模修繕・大規模改修コストの考え方

① 中規模修繕・大規模改修の実施年度

実施年度は、建物構造に応じて行うものとして、鉄筋コンクリート・鉄骨造の建築物については、築20年後に中規模修繕①、築40年目に大規模改修、築60年後に中規模修繕②を実施し、木造・コンクリートブロック造の建築物については、築25年後に中規模修繕②を実施するものとします。ただし、そのうち今後10年以内に建替えを迎える建物については、中規模修繕・大規模改修を実施しません。

**◆大規模改修実施年度は、建物の構造等に応じて、「図3.1.2 長寿命化型の改修及び建替えのライフサイクル」に準じて実施します。**

② 中規模修繕・大規模改修の設定

大規模改修単価は、表3.1.2「施設分類別の大規模改修単価」のとおりを設定します。

表3.1.2 施設分類別の中規模修繕・大規模改修単価 (万円/㎡)

施設分類	更新区分別単価				
	中規模修繕①	大規模改修	中規模修繕②	建替え	解体撤去
行政施設	10	25	12	40	2.8
町民文化系施設	10	25	12	40	
スポーツ・レクリエーション施設	9	20	11	36	
保健・福祉施設	9	20	11	36	
子育て支援施設	8	17	10	33	
産業系施設	10	25	12	40	
インフラ関連施設	9	20	11	36	
その他公共施設等	9	20	11	36	

【解説】

- ・大規模改修及び建替えの更新単価は、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」における標準単価を採用しました。(建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については上記単価に含むものとして想定)
- ・中規模修繕①は建替えの約25%、中規模修繕②は建替えの約30%の更新単価として試算しました。
- ・解体撤去の費用は、「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」(平成25年12月・総務省)を参考に単価を設定しました。



③ 修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年とし、費用を均等配分とします。

中規模修繕①・②では、修繕期間を1年とし、費用を単年度に配分します。

④ 修繕コストの計算例

<通常の修繕の場合>

例えば平成12年度の鉄筋コンクリート・鉄鋼造の建築に大規模改修を行う場合、令和21年度が建築から40年目にあたることから、39年目にあたる令和20年度から工事を開始し、40年目にあたる令和21年度に工事完了となります。

建築年	39年目	40年目
平成12年度	← 修繕開始 令和20年度	→ 完了 令和21年度

年間費用は、修繕費用を2等分した値になります。例えば、延床面積2,000㎡の行政施設を修繕する場合は、単価25万円なので年間2億5,000万円のコストとなります。

**例) 年間費用 = 単価 (25万円/㎡) × 延床面積 (2,000㎡) ÷ 2カ年 = 2億5,000万円/年**

また、平成12年度の木造の建築に中規模修繕②を行う場合、令和6年度が建築から25年目にあることから、令和6年度単年で工事完了となります。

建築年	25年目
平成12年度	← 修繕開始 令和6年度
	→ 完了

年間費用は、修繕費用を単年度に発生させることになり、例えば、延床面積2,000㎡の行政施設を修繕する場合は、単価12万円なので年間2億4,000万円のコストとなります。

**例) 年間費用 = 単価 (12万円/㎡) × 延床面積 (2,000㎡) = 2億4,000万円/年**

⑤ 修繕積み残し

既に中規模修繕・大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で中規模修繕・大規模改修を実施します。なお、10年以内に建替え工事が予定されている建物については、中規模修繕・大規模改修は行わずに、鉄筋コンクリート・鉄骨造の建築物においては80年、木造・コンクリートブロック造においては50年を経た年度に建替えるものとしてします。

### (3) インフラ資産の更新の考え方

#### ① 道路

道路の更新に関しては「個別施設計画（舗装）」における令和3～42年の「予防保全型」の修繕費用を採用するものとし、1年あたりの金額を設定します。

#### ② 橋梁

橋梁の更新に関しては、「色麻町橋梁長寿命化修繕計画」における、令和5年度～令和44年度の40年間分の修繕費用を採用するものとし、1年あたりの金額を設定します。

#### ③ 上水道施設（管路）

上水道管路については、「色麻町水道事業経営戦略」における、令和5年度～11年度の7年間の修繕費用を採用するものとし、1年あたりの金額を設定します。

ただし、「色麻町水道事業経営戦略」の改訂が行われ、より長期の修繕費用について検討が行われた場合は、本計画を改訂して整合を保つものとしします。

#### ④ 下水道施設（管路）

下水道管路については、「色麻町下水道事業経営戦略」における、修繕費用を採用するものとししますが、下水道管路が比較的新しい施設であることから、「色麻町下水道事業経営戦略」中に修繕費用が設定されていないことから、本計画では修繕費用を設定しないこととします。

ただし、「色麻町下水道事業経営戦略」の改訂が行われ、より長期の修繕費用について検討が行われた場合は、本計画を改訂して整合を保つものとしします。

3. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設等の投資的経費の状況

令和2年度の決算書によると、公共施設とインフラ資産に係る投資的経費は、約4.3億円となっています。また、最近5か年の平均では約6.1億円となっており、この6.1億円を将来の公共施設等の更新や修繕に必要な経費の見通し額として設定し、後述する公共施設等の更新に係る費用の試算結果と比較することとします。

下図に、本町における過去5年間の投資的経費の推移を示します。

表 3.2.1 公共施設等に対する投資的経費の推移 (百万円)

公共施設等種別	H28	H29	H30	R1	R2	5年間の 平均値
公共施設	274.0	172.2	463.8	165.7	198.9	254.9
道路・橋梁	241.6	223.5	229.0	191.7	66.3	190.4
上水道管路	54.8	31.2	210.0	225.7	167.6	137.9
下水道管路	1.0	8.9	58.8	81.7	0.9	30.3
計	571.3	435.9	961.7	664.8	433.7	613.5

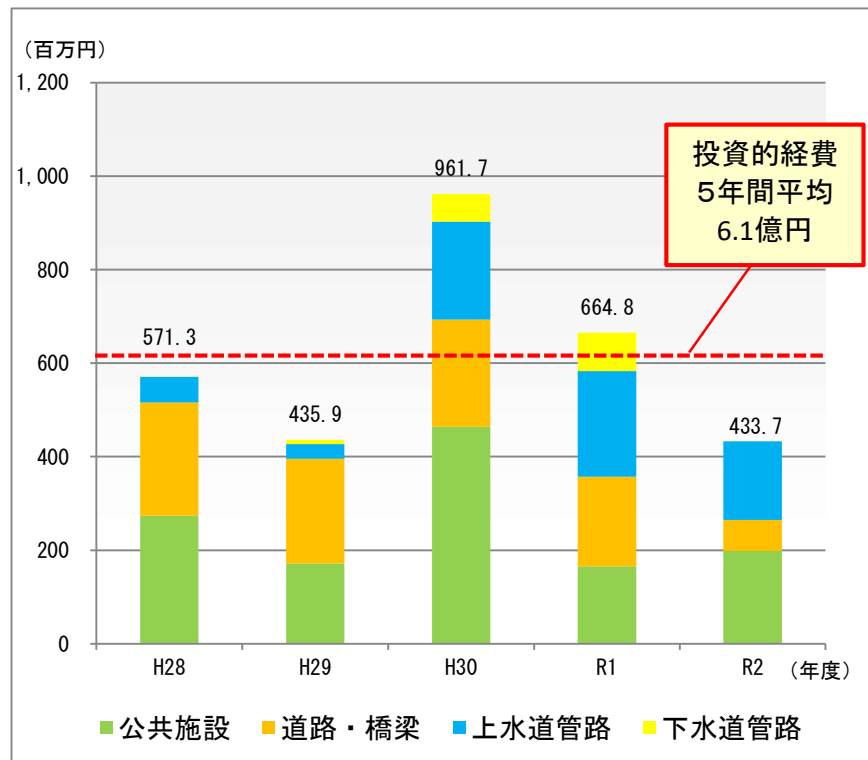


図 3.2.1 投資的経費の推移

出典：地方財政状況調査

#### (2) 公共施設等の更新の考え方について

公共施設等における今後 40 年間の更新等に係る費用の見込み額を従来型手法及び長寿命型手法において、それぞれ下記のとおりに試算しました。

##### ①公共施設等の試算条件について

###### 【従来型の試算条件】

- ・ 試算基準年度（令和 3 年度末）時点に保有する、全ての公共施設（建築物・インフラ資産）について修繕・更新を行い、維持する事を前提として、将来費用を推計します。
- ・ 今後、仮に新たな建築物が発生しない条件で試算します。
- ・ 総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に準拠して実施します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価額の変動は考慮しないものとします。

###### 【長寿命化型の試算条件】

- ・ 試算基準年度（令和 3 年度末）時点に保有する、全ての公共施設（建築物・インフラ資産）を基に、「色麻町個別施設計画」等で廃止・統合等を想定された公共施設については施設再編を行うこととし、将来的に維持すべき施設について修繕・更新を行い、維持する事を前提として、将来費用を推計します。
- ・ 今後、仮に新たな建築物が発生しない条件で試算します。
- ・ 各施設の個別計画で設定された将来費用等に準拠して実施します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価額の変動は考慮しないものとします。

(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

建築物系の公共施設及びインフラ資産について試算した結果を併せて、全ての公共施設等における今後40年間の更新等に係る費用の見込み額を、下記のとおりに試算しました。

①試算結果

【従来型の試算結果】

- ・「表3.2.2 今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果」に示すように、従来型手法を用いて試算した令和5～44年の40年間における、公共施設等に要する将来費用は約694.9億円で、1年あたりで均すと約17.4億円/年となります。
- ・この金額は、充当可能財源である、約6.1億円/年を約11.3億円/年上回っており、前計画における「約8.7億円不足」という結果よりも状況が悪化している様子が分かります。

【長寿命化型の試算条件】

- ・「表3.2.2 今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果」に示すように、長寿命化型手法を用いて試算した令和5～44年の40年間における、公共施設等に要する将来費用は346.4億円で、1年あたりで均すと8.6億円/年となります。
- ・この金額は、充当可能財源である、6.1億円/年を2.5億円/年上回っていますが、前計画における「約8.7億円不足」という結果を大幅に改善している様子が分かります。

表3.2.2 今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果

類型	充当可能財源 (百万円/年)	従来型			長寿命化型			
		総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	
公共施設	行政施設	29.0	72.6		31.6	79.0		
	町民文化系施設	27.6	69.0		32.8	82.1		
	スポーツ・レクリエーション施設	51.2	128.1		40.0	100.1		
	保健・福祉施設	23.8	59.6		17.2	43.1		
	学校教育系施設	34.8	87.0		40.6	101.4		
	子育て支援施設	5.0	12.5		1.0	2.5		
	産業系施設	29.8	74.4		2.2	5.6		
	公営住宅	25.9	64.8		34.3	85.6		
	インフラ関連施設	9.0	22.5		6.4	16.1		
	その他公共施設等	9.9	24.6		6.5	16.2		
合計	254.9	246.0	615.1	-360.2	212.7	531.8	-276.8	
インフラ資産	道路	190.4	246.2	615.4	-499.5	62.6	156.4	-40.0
	橋梁		29.8	74.5		29.6	74.0	
	上水道管路	137.9	135.0	346.1	-208.2	41.6	104.0	33.9
	下水道管路	30.3	38.0	94.9	-64.6	0.0	0.0	30.3
	合計	358.5	448.9	1,130.9	-772.4	133.7	334.4	24.2
総計	613.5	694.9	1,746.0	-1,132.5	346.4	866.1	-252.6	

※ 令和5～44年の40年間の推計

②長寿命化型推計による費用縮減効果

「表 3.2.3 長寿命化型推計により期待される経済効果」に示すように、長寿命化型手法を用いて試算した令和 5～44 年の 40 年間における、公共施設等に要する将来費用は 346.4 億円で、従来型手法を用いた結果である 694.9 億円よりも、348.5 億円の費用縮減効果が期待されます。

これを 1 年あたりで均すと、長寿命化型手法では 8.6 億円/年で、従来型手法を用いた結果である 17.4 億円/年よりも、8.8 億円/年の費用縮減効果が期待されます。

従って、充当可能財源の不足状況も 8.8 億円/年改善される事が期待されますが、長寿命化型試算においても 2.5 億円/年の財源不足が推計されていることから、公共施設の量的な見直しや、各種工事実施時の費用縮減など、様々な取り組みによって、この乖離を埋めていく努力が必要となります。

表 3.2.3 長寿命化型推計により期待される経済効果

充当可能財源 (百万円/年)	従来型推計結果 (A)			長寿命化型推計結果 (B)			費用縮減効果 (B)-(A)		
	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)
613.5	694.9	1,746.0	-1,132.5	346.4	866.1	-252.6	-348.5	-879.9	879.9

※ 令和5～44年の40年間の推計

### 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

#### 1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

##### （1）公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が全体の約6割を占めます。今後、多くの施設が更新時期を迎えることとなり、新たな施設を建設しない条件で、既存の施設を大規模改修・更新し続ける場合、今後40年間で約696.3億円の費用が見込まれています。

公共施設の建設事業に充当している現状の財源では、大規模改修・建替え等を継続することが困難な状況が見込まれており、町の財政や行政サービスの維持に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え等に係る年度毎の費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があることから、個別施設計画が策定され、長寿命化型の公共施設マネジメントが指向されていますが、現段階ではこの場合においても今後40年間で約388.4億円の費用が見込まれています。さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

##### （2）人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、令和2年の6,698人から令和22年には約5,823人\*まで減少すると推計されており、人口減少と少子高齢化が次第に進行するものと推定されます。

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

※人口ビジョン（社人研）による推計人口を基に、色麻町が行った独自推計結果です。

##### （3）厳しさを増す財政状況への対応

これから本町の財政は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、一層厳しくなるものと予想されます。

また、公共施設等の修繕・更新費用の充当可能財源が年平均6.1億円であることに對し、今後40年間では従来型手法で年平均17.4億円、長寿命化型手法で年平均8.6億円/年の費用が必要になることが試算されたことから、限られた財源の中で、効率的な公共施設の維持管理及び運営を行い、施設の機能を維持していく必要があります。

### 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しながらそのバランスや長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために下記の3つの視点を重視し、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

#### 視点1 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）により、「供給量の適正化」を図ります。

##### <供給に関する基本方針>

##### 施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、町民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

##### 機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

#### 視点2 既存施設の有効活用

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の高機能化や長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

##### <品質に関する基本方針>

##### 予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

##### 計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。



### ユニバーサルデザイン化の推進

誰にとっても利用しやすい公共施設とするために、施設の修繕や建替えにあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などに積極的に取り組みます。

### 脱炭素化の推進

令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、自治体の率先した脱炭素の取組が求められています。

公共施設においては、省エネルギー対策の実施、改修・更新時の再生可能エネルギーの導入や活用を検討して脱炭素化を推進します。

### **視点3 効率的な管理・運営**

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

#### **<財務に関する基本方針>**

### 維持管理費用の適正化

現状の維持管理に係る費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

### 長期的費用の縮減と平準化

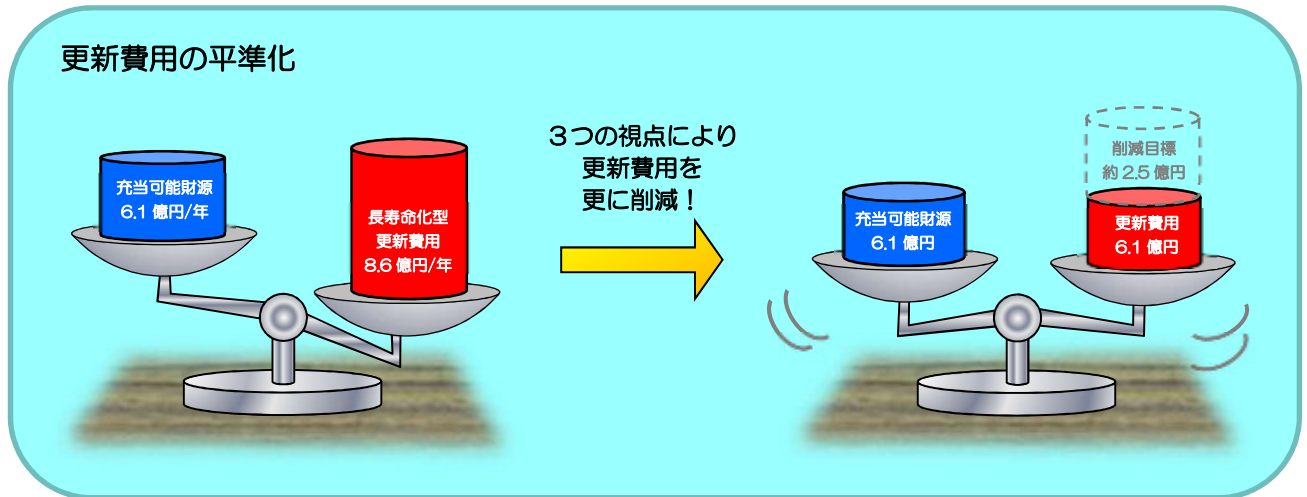
大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

### 民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

以上の視点により、公共施設等の将来更新において見込まれる、長寿命化型の年間約 2.5 億円の不足分を解消するために、今後 40 年間に見込まれる、公共施設における年間の更新費用 8.6 億円のうち約 29%（年間約 2.5 億円）を削減することを目標とします。



### 3. 具体的な取組方策

#### (1) 点検・診断等の実施方針

##### ①公共施設

本町の公共施設（建築物）は、建築後30年以上経過した建築物の延床面積が全体の約6割を占めており、大規模改修や建替えが必要となる時期を迎えることとなります。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するためには、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように「(ア) 旧耐震基準」、「(イ) 新耐震基準（前期）」、「(ウ) 新耐震基準（後期）」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
(ア) 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設を対象とします。
(イ) 新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するものの、建築後15年以上経過した施設を対象とします。
(ウ) 新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設を対象とします。

##### (ア) 旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている公共施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

##### (イ) 新耐震基準（前期）

建築後30年が経過する公共施設（平成3年度以前建築）については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

##### (ウ) 新耐震基準（後期）

建築後の経過年数が短く、整備水準が比較的高い公共施設が多いと想定されることから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、劣化調査等の実施を検討します。

### ②インフラ資産

インフラ資産は、都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

## (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

### ①公共施設

施設の更新にあたっては、人口動態や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理及び修繕による経費削減を図るとともに、点検・修繕、適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命することで建替え等に係る費用負担の軽減や負担発生年次の平準化を図ります。

### ②インフラ資産

インフラ資産は、費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

## (3) 安全確保の実施方針

### ①公共施設

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

### ②インフラ資産

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

### (4) 耐震化の実施方針

#### ①公共施設

本町の公共施設のうち、耐震性をクリアしていないと考えられる建物が延床面積比で約2割あることから、今後も更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

#### ②インフラ資産

インフラ資産は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特長や緊急性や重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

### (5) 長寿命化の実施方針

#### ①公共施設

公共建築物の長寿命化にあたっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて、計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し、内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら計画の策定を進めます。

公営住宅については、「色麻町公営住宅等長寿命化計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら計画を推進します。

#### ②インフラ資産

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的で大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

また、橋梁については「色麻町橋梁長寿命化修繕計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら計画を推進します。

### (6) 複合化・集約化や廃止の推進方針

#### ①公共施設

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用や代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の供用廃止や取り壊しを検討し、保有総量の縮減を図ります。

#### ②インフラ資産

今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

### (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

#### ①庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人一人がその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

#### ②民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまでも、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行っていますが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については「PPP/PFI」の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化と行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

#### **PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ 公民連携)**

公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のことで、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

#### **PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)**

公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のことをいいます。

### ③情報の公開と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民に公共施設等を含めた町の現状を認識していただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、パブリックコメントの活用など町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや町民との協働による、公共施設の維持管理のあり方について検討します。

### 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまで整理した公共施設の現状及び課題等、公共施設の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、下記に施設類型ごとの基本的な方針を示します。

#### 1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について

全ての公共施設は本方針に基づき、公共施設の更新や修繕、再配置や利活用に係る運営方針等を検討していくこととなります。

##### (1) 行政施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"><li>● 公共施設のうち、延床面積比で 8.8%を占め、町役場や消防ポンプ格納庫を保有しています。</li><li>● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 72.6%と多く、最も古い主たる建物としては、役場庁舎（昭和 53 年度建築）があげられます。</li><li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施・不明の施設はありません。</li></ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"><li>● 日常点検、定期点検等を実施し、雨漏りの予防補修など予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進することで、維持管理費用の平準化と長寿命化を図ります。</li></ul>

##### (2) 町民文化系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"><li>● 公共施設のうち、延床面積比で 11.0%を占め、集会所や農村環境改善センター等を保有しています。</li><li>● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 66.1%と多く、最も古い主たる建物としては、吉田生活共同利用センター（昭和 49 年度建築）があげられます。</li><li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施・不明の施設はありません。</li></ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"><li>● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。</li><li>● 集会所は、現状の方式と同様に地区への指定管理を実施していきます。</li><li>● コミュニティセンターは、築 40 年以上となるため、今後の施設活用方針を検討した上で、修繕等の対応をしていきます。</li><li>● 農村環境改善センターは、平成 30 年度に大規模修繕を実施しているため、今後は予防保全に努めます。</li></ul>



(3) スポーツ・レクリエーション施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設のうち、延床面積比で 16.6%を占め、青少年体力増強施設や農業公園等を保有しています。</li> <li>● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 35.2%で、最も古い主たる建物としては、色麻町町民体育館（昭和 45 年度建築）があげられます。</li> <li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施・不明の施設が 1 施設（1 棟：色麻町町民体育館）あります。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。</li> <li>● 町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。</li> <li>● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。</li> <li>● PPP/PFI 等による民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。</li> <li>● 平沢交流センターは、平成 21 年度から民間による指定管理を行っていますが、施設の特性上、修繕等の経費が増加する恐れがあるため、中期的な計画を作成し、管理していきます。</li> <li>● 農業伝習館は、木造で築 40 年以上となるため、今後の施設活用方針を含め、修繕等の実施箇所を検討していきます。</li> </ul>

(4) 保健・福祉施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設のうち、延床面積比で 7.8%を占め、保健福祉センター、地域活動支援センターを保有しています。</li> <li>● この用途分類における築 30 年以上の施設はありません。</li> <li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物はありません。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化社会を迎えることから町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、将来的には施設の老朽化状況を踏まえ、計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。</li> <li>● 保健福祉センターは、築 20 年を経過し、屋根改修工事等の修繕を行っていますが、今後は空調設備等の改修も想定されるため、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。</li> </ul>

(5) 学校教育系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設のうち、延床面積比で 25.6%を占め、小学校や中学校、幼稚園、学校給食センターを保有しています。</li> <li>● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 65.0%と多く、最も古い主たる建物としては、色麻幼稚園（昭和 39 年度建築）があげられます。</li> <li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施・不明の施設は 2 施設（5 棟）あります（色麻中学校 体育館等）。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校施設の統廃合については完了しているため、今後は「色麻町学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設長寿命化に取り組んでいきます。</li> <li>● 災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、周辺環境への影響を考慮した安全確保を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。</li> <li>● 児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、地域住民の意見を踏まえ、広い視点での有効活用を検討します。</li> <li>● 色麻幼稚園は、令和 6 年度に解体、跡地は駐車場整備の予定としております。</li> </ul>

(6) 子育て支援施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設のうち、延床面積比で 2.2%を占め、保育所、学童保育施設を保有しています。</li> <li>● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 75.1%と多く、最も古い主たる建物としては、色麻保育所（昭和 57 年度建築）があげられます。</li> <li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物はありません。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。</li> <li>● 保育所については、令和 6 年度に予定している認定こども園開園により施設の使用見込みがないため、施設の解体を含めた上で民間事業者への移管等も検討します。</li> <li>● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。</li> </ul>

(7) 産業系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設のうち、延床面積比で 8.6%を占め、畜産関連施設や林業関連施設等を保有しています。</li> <li>● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 94.6%と多く、最も古い主たる建物としては、畜産複合地域環境保全施設（昭和 56 年 6 月建築）があげられます。</li> <li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施・不明の施設はありません。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。</li> <li>● 老朽化により修繕が不可能な施設は、安価なプレハブ等の建て替えを検討します。</li> </ul>

(8) 町営住宅

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設のうち、延床面積比で 13.0%を占めています。</li> <li>● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 80.3%と多く、最も古い建物では二反田住宅 1 号（昭和 53 年度建築）があげられます。</li> <li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施・不明の施設はありません。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公営住宅等長寿命化計画策定指針（国土交通省）を踏まえて策定した、「色麻町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の計画的な点検・改修を行うなど、適正な管理に努めます。</li> <li>● また、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。</li> <li>● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長などライフサイクルコストの縮減を図ります。</li> </ul>

(9) インフラ関連施設（建屋）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設のうち、延床面積比で 3.2%を占め、上水道関連施設や下水道関連施設を保有しています。</li> <li>● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 24.7%と少なく、最も古い主たる建物としては、愛宕山送水ポンプ場（昭和 42 年度建築）があげられます。</li> <li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施・不明の施設は 1 施設（1 棟）あります（愛宕山送水ポンプ場）。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。</li> <li>● 人口動態やサービス水準の向上を念頭に、上・下水道関連施設に係る各種計画・指針を踏まえた、管路の統合等に合わせた適切な施設配置を検討します。</li> </ul>

(10) その他公共施設等

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設のうち、延床面積比で 3.3%を占め、旧分校や旧農業共済組合事務所、切付郵便局を保有しています。</li> <li>● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 74.0%と多く、最も古い主たる建物としては、旧大村分校（昭和 23 年度建築）があげられます。</li> <li>● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施・不明の施設はありません。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。</li> <li>● 施設の利用状況等を把握し、空きスペースの有効活用や他施設への機能移転の必要性の可否等を含め、今後の使用方法を検討します。</li> <li>● 旧大村分校は、解体を行い、跡地の売却または有効活用方策の検討を進めます。</li> </ul>

2. インフラ資産の管理に関する基本的な方針について

(1) 道路・橋梁

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路としては、409.9km保有しています。</li> <li>● 橋梁としては、1.8km保有しています。</li> <li>● 道路舗装は、新規整備を含め、予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路路面調査などによる通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図るとともに、効率的・効果的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。</li> <li>● 道路・橋梁は、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。</li> <li>● 「色麻町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、今後も保持していく必要がある橋梁については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。</li> </ul>

(2) 上水道施設（管路）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道として、導水管と送水管・配水管を併せて約138.3kmを保有しています。</li> <li>● 管路の95.9%は配水管で、そのうち管径50mm以下が33.2%を占めており、次いで管径50mm～75mm以下の配水管が29.4%を占めています。</li> <li>● 布設年度が不明の管路を除いて40年以上経過した管路も1.1%と僅かながら生じ始めており、比較的新しい施設とはいえ、今後は法定耐用年数を超える管路が出現し始めます。</li> </ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、安定的な給水の実現、安全な水質の確保に取り組めます。</li> <li>● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータベース化による一元管理を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。</li> <li>● 「色麻町水道事業ビジョン」に基づき、「安全」「強靱」「接続」の観点から配水管網の整備を進めるとともに、資材・工法等の新技术を活用、管路の健全度、経済性の向上など施設の適正な維持管理に努めます。 配水管網の整備を進めるとともに、資材・工法等の新技术を活用、管路の健全度、経済性の向上など施設の適正な維持管理に努めます。</li> <li>● 「色麻町水道事業ビジョン」等を踏まえ、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の長寿命化に取り組めます。</li> <li>● 上水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。</li> </ul>

### (3) 下水道施設（管路）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"><li>● 特定環境保全公共下水道として約 48.2 km を、農業集落排水処理施設として、約 13.1 km の管路を保有しています。</li><li>● 管路は全て平成 6 年以降に布設されており、比較的新しい管路が多いといえます。</li><li>● 集中的に管路敷設を進めてきていることから、一斉に管路交換の需要が生じることが想定され、その時期には集中的に更新費用がかかることが予想されます。</li></ul>
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"><li>● （公社）日本下水道協会の「下水道維持管理指針（平成 26 年 9 月）」に基づき、適切な点検・診断等の実施に取り組みます。</li><li>● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。</li><li>● 公共下水道は、「色麻町下水道事業ストックマネジメント計画」により、管路の健全度、経営的視点を含めた計画的な更新を検討します。</li><li>● 下水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。</li></ul>

第6章 推進体制

1. 全庁的な取り組み体制の構築、情報管理・共有のあり方

現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っています。今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

今後の公共施設等の総合的な管理の取り組みとして、各部門の横断的かつ一元的な管理を行うことにより、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

2. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは以下の手順で実施することで、計画の実施過程で洗い出された課題等に基づき定期的に計画を見直しながら、公共施設マネジメントに取り組みます。

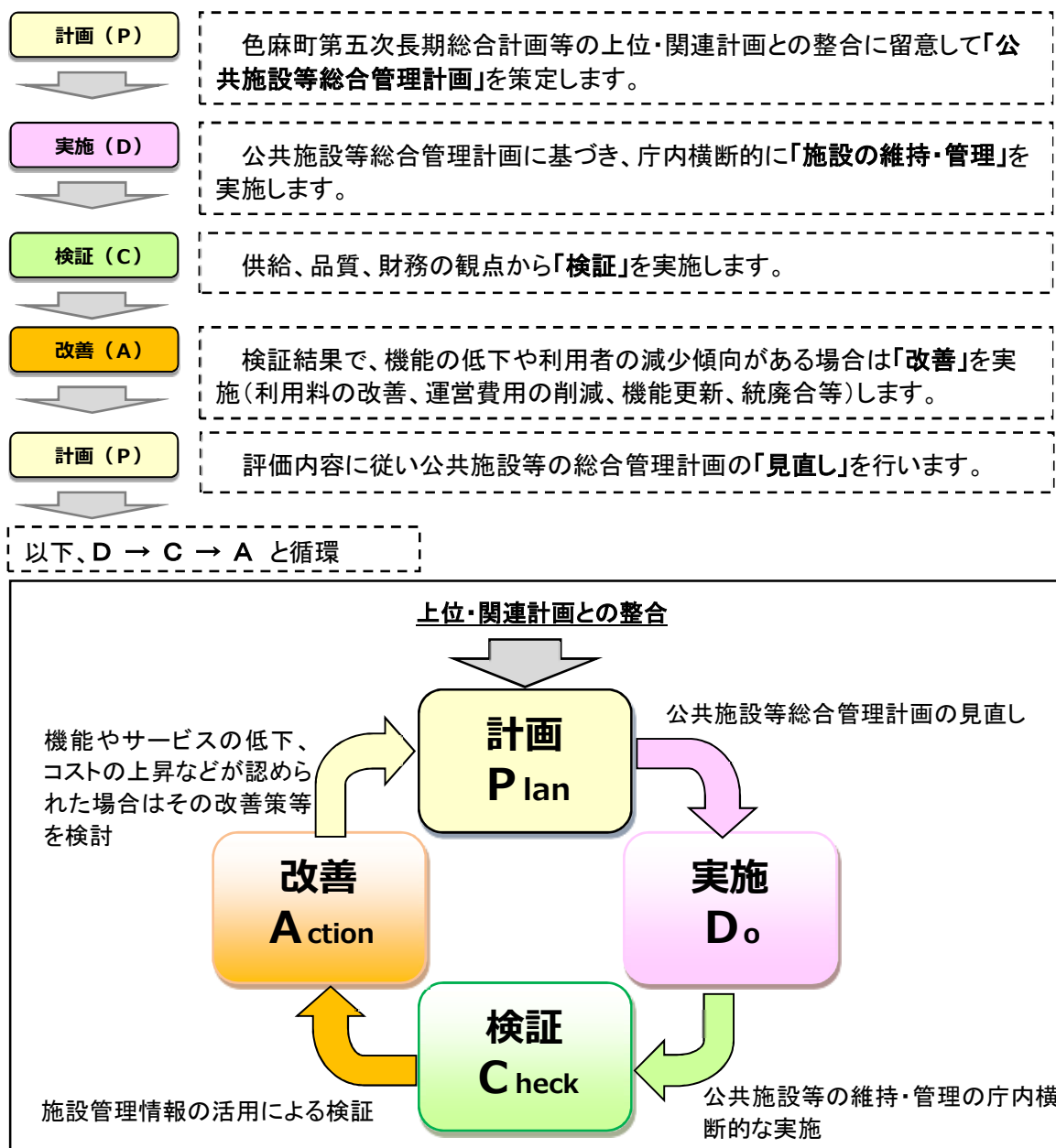


図 6.2.1 フォローアップの実施方針のイメージ





## 色麻町公共施設等総合管理計画

平成29年3月 発行

令和 5年3月 改訂

発行／宮城県色麻町総務課

〒981-4122 宮城県加美郡色麻町四 字北谷地 41

電話 : 0229-65-2111

F A X : 0229-65-2685